

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月29日（平成28年（行情）諮問第272号）

答申日：平成30年7月12日（平成30年度（行情）答申第171号）

事件名：特定の情報公開請求がされた際に横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日、特定の情報公開請求（以下「別件開示請求」という。）がされた際に、横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書一切。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月23日付け防官文第16843号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し、文書の再特定及び全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

平成24年8月の調査結果によると、事故調査を担当した横監監察官は、特定事件関連の文書を2冊のファイルにまとめて申し継いだのだから、その2冊のファイルの文書が本件対象文書となるはずである。

仮にこの2冊のファイルが探索対象にならなかったとしても、別件開示請求では、答申書、供述調書、アンケート（様式）が特定されているのだから、少なくともこの3つの文書は本件対象文書となるはずである。

（2）意見書

ア 特定事案特命監察調査結果（海幕監察第7309号（24.8.30））によれば、「（横監監察官）A1佐は平成17年4月1日の転出前に、アンケート原本を含む特定事件関連資料を整理し、2冊のファイルを作成した」とある。

また、「平成17年4月1日、新たに監察官に補職された1等海佐（以下「C1佐」という。）は特定事件関連資料としてこの2冊の

ファイルを引き継いだ」とある。

そして、別件開示請求があった後、「C1佐は、調査の結果、アンケートの原紙（未記入のアンケート用紙）が存在すること、並びにアンケート原本に基づいた事情聴取等により作成した答申書及び供述調書は存在することを、F1佐に対し回答した」とある。

これらの記述から総合的に判断すると、C1佐は情報公開請求の際、A1佐が特定事件についてまとめた2冊のファイル（平成24年6月に「発見」された2冊のファイル）を探索したと考えるのが自然である。このことは、この2冊のファイルの中に特定・開示されたアンケートの原紙・答申書・供述調書がとじられていたことから裏付けられる。逆に、C1佐が特定事件関連ファイルとして申し継いだこの2冊のファイルを探さず、もっぱら他のファイルばかりを探索していたとしたら、不自然極まりない。

イ また調査結果には「（C1佐は）事故調査は既に終了していたことから、ファイルの内容についての確認は実施しなかった」、「歴代監察官及び同付（の間で）…（ファイルの）内容の確認、それに基づく文書管理及び具体的内容の申し継ぎは行われていなかった」とある。すると、2冊のファイルは、A1佐が平成17年に作成したそのままの状態、平成24年6月に「発見」され、現在に至っていると考えるのが自然である。よって、その2冊のファイルにつづられた文書を本件開示請求対象文書として特定すべきである。

ウ また、平成25年度（行情）答申第29号（25.5.20）事件において、異議申立人意見書3に添付された、海上幕僚監部総務課特定職員作成のメールには「特定個人が申し立てたとされる開示請求（特定年月日提出）の趣旨は、あくまで事故調査報告書の下資料としての要件を備えているものに限定されるものと考えられます。したがって『ご遺族への対応について』は、同要件を満たさないことから開示請求の趣旨に合致しないと判断により開示文書の特定から外されたものです」とある。したがって、少なくとも「ご遺族への対応について」と題する文書が平成17年の情報公開請求時に探索の対象となった（その上で、結果として開示請求対象文書にあたらぬと判断され、特定・開示されなかった）のは明らかであるから、本件開示請求の対象文書として特定・開示されるべきである（なお、「ご遺族への対応について」も、前記2冊のファイルにつづられている。）

エ なお、平成26年4月23日の特定事件訴訟高裁判決（確定）では、C1佐が平成17年の情報公開請求の際、2冊のファイルを探したと認定した上で、C1佐のアンケート隠匿を認定した。しかし、諮問

庁・処分庁は、その後の内部調査により、確定判決における当該事実認定を覆した。そして、当該確定判決を言い渡した裁判長こそ、情報公開・個人情報保護審査会の特定委員である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

2 本件開示請求に該当する行政文書の保有の有無について

本件開示請求書の「特定年月日、特定の情報公開請求がされた」とは、特定年月日付けの特定事件に関する文書等を求めた開示請求を指しており、当該開示請求に対しては、開示請求の時点において行政文書として管理していた特定事件に関する文書を対象として特定し、一部開示決定処分を行っていることから、本件開示請求は、同処分に当たって横須賀地方総監部が探索したファイルの中につづられていた文書の全てを求めるものであると判断した。

しかしながら、同処分の関連文書は保存期限満了により既に廃棄されており、現時点において、探索を行った部署やファイルなど当時の探索状況を確認することができず、そのため本件開示請求に該当する行政文書を特定することができなかったことから、文書不存在につき不開示とする原処分を行った。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、特定事件の調査を担当した横須賀地方総監部監察官が当該事件関連の文書をまとめて申し継いだ2冊のファイルの文書が本件対象文書となるはずである旨主張し、原処分の取消し及び文書の再特定を求めるところ、別件開示請求当時、当該ファイルが行政文書として管理されていたれば、当然文書探索の対象となっていたと思われるが、当時これらのファイルは行政文書として適切に管理されておらず、関連文書が廃棄されてしまった現時点において、文書探索の対象とされたか否かは不明である。

また、異議申立人は、別件開示請求において特定された答申書、供述調書及びアンケート（様式）についても本件対象文書となるはずである旨主張するところ、当該開示請求においてこれらの行政文書を特定したことは事実であるが、特定事件に関して海上自衛隊が関係者から徴した答申書、供述調書及びアンケートの様式は多種類存在し、上記2のとおり、当該開示請求の関連文書は既に廃棄されているため、特定した文書の日付や答申者等の詳細が分からず特定できなかった。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持する

ことが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年3月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月14日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 平成30年6月19日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、「特定年月日、特定の情報公開請求がされた際に、横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書一切」の開示を求めるものである。
- (2) 別件開示請求に際して探索を行った部署やファイルなど、当時の探索状況を本件開示請求時点で確認することができなかつたとする上記第3の2の諮問庁の説明は否定し難く、処分庁が当該請求文言により本件開示請求に該当する文書を特定することは困難であることから、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。

なお、異議申立人は、異議申立書及び意見書において特定のファイル2冊につづられた文書が本件開示請求に該当するため特定すべきである旨主張するが、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきであり、「特定の情報公開請求がされた際に、横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書一切」という本件開示請求書の文言では、上記のとおり、文書の不特定という形式上の不備により不開示となるものである。

処分庁は、本件開示請求に該当する行政文書を不存在につき不開示としているが、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があるので、原処分前に、異議申立人に対し開示を求める文書を特定するための請求文言の補正を求めるべきであったといえる。

しかしながら、本件開示請求については、請求文言の補正がなされていないので、本来は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、不存在につき不開示としているので、結論において妥当であると認められる。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

3 付言

本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久